

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示
 - 大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件 二三
 - 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件 三四
 - 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 三四
 - 土地改良区の解散を認可した件 三四
 - 道路の区域を変更する件二件 三五
 - 道路の供用を開始する件三件 三五
- 公 告
 - 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件 三五
 - 福島県教育委員会教育長 二六
 - 公金の徴収の事務を委託した件 二六

告 示

福島県告示第二百五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を平成二十四年四月十七日から同年八月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び矢吹町産業振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年四月十七日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）カワチ薬品矢吹店 福島県西白河郡矢吹町八幡町四百三十三番一ほか
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
1 大規模小売店舗を設置する者
名称 株式会社カワチ薬品

代表者の氏名 代表取締役 河内 伸二

住所 栃木県小山市大字卒島千二百九十三番地

大規模小売店舗において小売業を行う者

名称 株式会社カワチ薬品

代表者の氏名 代表取締役 河内 伸二

住所 栃木県小山市大字卒島千二百九十三番地

大規模小売店舗の新設をする日

平成二十四年十二月六日

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千四百三十三平方メートル

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 収容台数 六十七台

2 駐車場の位置及び収容台数

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 収容台数 四十一台

3 荷さばき施設の位置及び面積

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 面積 四十二平方メートル

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 容量 十八立方メートル

六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(一) 開店時刻 午前九時

(二) 閉店時刻 午後十時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

数 四か所

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

七 届出年月日

平成二十四年四月五日

（「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）
（商業まちづくり課）

福島県告示第二百六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十四年四月十七日から同年八月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市商工観光部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年四月十七日

福島県知事 佐藤雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングモールフェスタ 福島県郡山市日和田町字小原一番地

二 変更した事項

大規模小売店舗の名称

（変更前）日和田モール

（変更後）ショッピングモールフェスタ

三 変更した年月日

平成二十四年四月六日

四 届出年月日

平成二十四年四月六日

五 届出をした者

株式会社日和田ショッピングモール イオンリテール株式会社

（商業まちづくり課）

福島県告示第二百七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十四年四月十七日から同年五月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市商工観光部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年四月十七日

福島県知事 佐藤雄平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

建デポ郡山桑野店 福島県郡山市桑野三丁目百十二番地一ほか

二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要

1 防災・防犯対策への協力

郡山市では、平成二十年四月一日から「郡山市安全で安心なまちづくり条例」を施行しております。この条例は、市、市民、事業者、土地所有者等（土地又は建築物その他工作物を所有し、又は管理するものをいいます。）がそれぞれの役割を担い、密接に連携しながら犯罪の防止に配慮した安全で安心なまちづくりをすすめることが基本となっております。なかでも事業者及び土地所有者等においては、この基本理念

を御理解いただき、地域社会の一員として犯罪の防止に配慮した環境と必要な措置を講じるよう努め、市の防犯対策への御協力をお願いいたします。

2 騒音の発生に係る事項

営業時間の変更に伴う、早朝の従業員及び来客者の駐車場利用による騒音等の防止に努め、周辺環境の静穏保持について一層の配慮をすること。空調室外機の出力（七・五キロワット以上）によっては、福島県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出が必要です。

（商業まちづくり課）

福島県告示第二百八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第二項の規定により、金山町土地改良区から申請のあった土地改良区の解散について、平成二十四年四月九日認可した。

平成二十四年四月十七日

福島県知事 佐藤雄平

（農村計画課）

福島県告示第二百九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成二十四年四月十七日から二週間一般の縦覧の供する。

平成二十四年四月十七日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前後の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		変更前	変更後		
一般国道 三九九号	伊達市保原町上保原字 大割八二番二地先から 同 市保原町上保原字 上川原一三三番二地先 まで	変更前 一一・〇	変更後 四八・〇	一一・〇	二二六・一
		変更後 四三・五		四三・五	二二六・一

（道路計画課）

福島県告示第二百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について

て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十四年四月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月十七日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		変更前	変更後		
県道勿来浅川線	いわき市田人町貝泊字 桐木一番一地先から 同 市田人町貝泊字 桐木一八番二地先まで	A	A	六・〇〇	A
		B	B	一五・〇〇	一〇〇・〇〇
				五・〇〇	B
		八・〇〇		六一・七	
		六・〇〇		一〇〇・〇〇	
		一五・〇〇			

(道路計画課)

福島県告示第二百一十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成二十四年四月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月十七日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一般国道三四九号	伊達市梁川町柳田字町頭四一番地先から 同 市梁川町柳田字町ノ内一四一番一地先 まで	平成二十四年四月 一七日

(道路計画課)

福島県告示第二百一十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成二十四年四月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月十七日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一般国道三九九号	伊達市保原町上保原字大割八二番二地先から 同 市保原町上保原字上川原一三三番二地 先まで	平成二十四年四月 一七日

(道路計画課)

福島県告示第二百一十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十四年四月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月十七日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道勿来浅川線	いわき市田人町貝泊字桐木一番一地先から 同 市田人町貝泊字桐木一八番二地先ま で	平成二十四年四月 一七日

(道路計画課)

公 告

公告第八十三号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十四年四月十七日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年四月九日
- 二 名称
特定非営利活動法人杜のくまさん
- 三 代表者の氏名
鈴木 育子
- 四 主たる事務所の所在地
福島県会津若松市北会津町中荒井字稲荷五番地一

五 定款に記載された目的
この法人は、生活支援や保護を必要としている人々に対して、毎日を楽しめる工夫を凝らした介護や保育等に関する事業を行い、心身のバランスのとれた健康的な生活を提供していくことで、福祉の増進に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

福島県教育委員会教育長

福島県教育委員会教育長告示第一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、

公金の徴収の事務を次のとおり委託した。

平成二十四年四月十七日
福島県立美術館長 早川 博 明

- 一 委託した事務の範囲及び内容
福島県立美術館観覧料及び図録等売払代金徴収の事務
- 二 受託者の名称及び所在地
1 名称 株式会社東北装美
2 所在地 福島県郡山市並木三丁目五番地の三
- 三 徴収の事務を委託する期間
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

(総務課)